資料７

行財政改革の推進体制の概要

行財政改革推進委員会

１　委員会の組織
(1) 委員長（委員互選）
(2) 委員　７名以内（うち公募１名）
(3) 任期　２年（再任可）

２　委員会の所掌事務
行財政改革大綱の策定及び推進状況について、青森県行財政改革推進本部に意見を述べ、必要な助言等を行う。

３　会議の招集
委員長

意見、助言等 →

← 状況報告等

行財政改革推進本部

１　推進本部の組織
(1) 本部長　　知　事
(2) 副本部長　　副知事
(3) 本部員
部長、危機管理局長、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長、出納局長、地域県民局長、病院事業管理者、教育長、警察本部長

２　推進本部の所掌事項
(1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
(2) 行財政改革大綱の進行管理に関すること。
(3) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

３　会議の招集
本部長

４　会議の出席者
本部長、副本部長、本部員、総務部次長、本部長が命じた職員

行財政改革推進本部幹事会

１　幹事会の組織
(1) 会　長　　総務部次長
(2) 幹　事
各部局主管課長、地域県民局地域連携部長、病院局運営部経営企画室長、教育政策課長、警務課長、人事課長、行政経営管理課長

２　幹事会の所掌事項
(1) 行財政改革推進本部会議に関する事務の整理に関すること。
(2) その他行財政改革の推進に関する調査検討等に関すること。

３　会議の招集
会長

４　会議の出席者
会長、幹事、会長が命じた職員

行財政改革推進チーム

１　チームの組織
(1) リーダー　各部局主管課長(各地域連携部長)
(2) 構成員　　各課課長代理(各部次長等)

２　チームの所掌事項
(1) 部局等における行財政改革推進方策の検討に関すること。
(2) 部局等における行財政改革大綱の進行管理に関すること。
(3) その他部局等における行財政改革の推進に関すること。

３　会議の招集
部局長によるほか、必要に応じてチームリーダーが招集